

一般財団法人コザしん地域振興基金
地域の公益的な社会貢献活動
第28回 助成応募要項

助成の目的

沖縄県内において、地域産業の振興発展及び、社会生活環境の整備、地域社会化・スポーツ等に関する活動を支援し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

1 助成の対象となる事業

- 1) 地域産業の振興発展に関する活動の助成
- 2) 地域の社会文化・スポーツ等に関する活動の助成
- 3) 地域の児童又は青少年の健全な育成に関する活動の助成
- 4) 地域の社会福祉に関する活動の助成
- 5) 地域の社会生活環境の整備等に関する活動の助成
- 6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 助成の対象となる個人・団体

営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に行う市民活動団体（法人格は問わない）であり、以下の要件のいずれにも該当することが必要です。

- 1) 継続した活動をすでに行っている（または、これから行っていく）
- 2) 代表者や運営方法が「規約」または「定款」で決まっている団体
- 3) 申請した事業を適切に実施できる個人・団体または、能力があると認められる個人・団体であること
- 4) 政治活動、宗教活動を目的とした個人・団体でないこと
- 5) 暴力団、もしくは暴力団員の統制化にある個人・団体でないこと
- 6) その他の法令、公序良俗に違反する行いが無いこと

3 助成できる事業の要件

- 1) 申請事業が国・県・市町村および他の企業や公益法人等から補助金を受けてない(予定を含む)事業であること。（同時に当財団の助成金を受けることはできません。）
尚、他団体と協賛の合意を得た上で、実施する事業の場合は、選考委員会で判断します。
- 2) 助成金が団体そのものの運営費に充てられ事業性のない事業でないこと。

3) 特定の個人や団体、または構成員のみが利益を受ける事業でないこと

4) 公益法人等の類似団体が実施する事業でないこと。

但し、特定非営利活動法人を除く（収益事業は該当しません。）

5) 個人・団体の自主財源で実施した事業の財源補填の申請でないこと。

※ 既に終了した活動については対象にしません。

6) 反社会的勢力および政治・宗教および営利目的の事業および公序良俗に反するおそれのある事業でないこと。

7) 申請事業の事業実施期間が令和6年6月の助成決定日から令和7年3月31日までに実施・完了する事業であること。

8) より多くの対象事業を助成するため、一団体一事業であること。

2 当基金から既に助成を受けた個人・団体は選考上、後順位となる場合があります。

4 助成先の事業実施期間

- 助成金を受領した日から翌年3月末日までに実施・完了する事業であること。

5 応募方法

助成金を受けようとする個人・団体は、当財団所定の助成申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）その他必要な書類を添えて、財団事務局へ提出していただきます。

※ 詳しい書類等は、「助成申請に係るご提出書類」に記載してあります。

※ 書類等は、コザ信用金庫の本店・支店窓口に備え付けてあります。

※ 書類等は、「コザ信用金庫」のホームページ（<http://www.kozashinkin.co.jp>）からもダウンロードできます。

6 募集期間

令和5年10月1日～令和6年1月4日 [事務局必着]

※近くの当金庫営業店経由で申請願います。（離島は郵送可）

7 選考の方法

令和6年3月に第三者（有識者）による選考委員会で審査・選考を行ない、理事会・評議員会において決定いたします。採否の結果は、令和6年6月初旬迄に申請者あてご通知致します。なお、審査期間中におけるお問い合わせにはお答えいたしかねます。

8 助成金の交付

令和6年6月14日の助成金交付式後に、コザ信用金庫本・支店の申請者名義口座へ振込に

より交付いたします。

9 報告の義務

助成された活動が完了しましたら、2か月以内に実績報告書（様式第7号）、事業実績書（様式第8号）、収支決算書に活動成果の確認資料として、パンフレット、写真等を添付して事務局宛ご報告いただきます。

なお、2か月经過するも、事業完了の見込みが無い場合は、当法財団にその理由を説明し、承認を必ず受けて下さい。所定期限内に実績報告書等が提出されない場合、申請事業が不要又は実施不能となったものと見做し、助成金の返還を求めることとなりますので、ご注意願います。

10 個人情報と情報公開について

- 1) 申込書などにご記入いただいた個人情報は、選考手続きに際し、選考委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。
- 2) ご記入いただいた情報は、このたびの助成のみに使用し、他の目的には使用いたしません。
- 3) 助成先として採用された個人・団体につきましては、令和5年度助成先情報として公開することをご了承ください。

11 留意事項として

- 1) 提出した「申込書等」の書類は返却いたしません。
- 2) 助成決定後、事業の実施が困難となった場合及び大幅な内容変更が生じた場合には、必ずご報告ください。これらの場合、当財団からの助成を辞退または一部返納していただく場合があります。
- 3) 申請書類記載内容において、事実と異なることが判明した場合、助成金を返還していただく場合があります。
- 4) 選考上必要な場合は、追加資料等の提出をお願いすることがあります。
- 5) 助成金交付決定を受けた申請者には、当該事業の実施に際して使用する機器及び作成するポスター・チラシ・プログラム等に「一般財団法人コザしん地域振興基金」である旨の表示をお願い致します。

12 問合せ・申込先

〒904-0031 沖縄市上地2丁目10番1号

一般財団法人 コザしん地域振興基金 事務局 担当：糸数勝、古堅武、天久真紀、

TEL 098-933-1137

FAX 098-982-2200